

第 2 回専門委員会における指摘事項への対応

【廃棄物中の 1,4-ジオキサン濃度等に係る実態調査について】

指摘事項・意見	対応
① 過去の事業所の報告から、廃油が最もジオキサン含有量が高いが、今回の実態調査に廃油が含まれていないのはなぜか。(佐々木委員)	廃油につきましては、法律上の規定で、含有量の有無にかかわらず特別管理産業廃棄物になりますので、今回の調査では廃油は対象にしていません。
② 塩化ビニルモノマーと 1,2-ジクロロエチレンについて追加する必要がないという考え方はよいと思うが、論理からいくと、検出されていないシス-1,2-ジクロロエチレンも基準が不要ではないのではないかとこの話になりかねない。(中杉委員)	シス-1,2-ジクロロエチレンにつきましても現在検出はされておりませんが、これは特別管理産業廃棄物として管理されていることによるものであり、基準をなくすことにより検出されることも予想されるため、シス-1,2-ジクロロエチレンの基準は必要ではないかと考えています。
③ 埋立の基準を厳しくすれば、特別管理産業廃棄物自体により厳しい基準を設定する必要はないのではないかと。(松藤(敏)委員)	排水に係る暫定基準等の状況を踏まえ、検討したいと考えております。
④ 燃え殻、ばいじん等はこれまで VOC の基準設定はないということだが、1,4-ジオキサンの場合、焼却施設で生成する可能性もあり、調査の結果によっては基準を設定する可能性があるかと。(野馬委員)	燃え殻、ばいじん等においても、基準を設定する必要性について検討するために調査を行い、その結果に基づき考え方をまとめました。
⑤ 廃棄物中の 1,4-ジオキサン濃度の測定において、現在の環境庁告示 13 号に則って分析するということがよいか。(小野委員)	分析方法につきましては、13 号告示法に基づいて策定した検定方法(案)を用いて分析を行いました。
⑥ 埋立物の分析を行う際には、pH や塩類濃度を変えたような廃棄物の混合によって抽出率が違うかと参考となると思う。(小野委員)	ご指摘の事項について文献調査を行いました。